

**(平成 21 年 4 月 24 日公表「超高速船に関する安全対策について(最終とりまとめ)」
抜粋)**

2. 衝突した場合の被害を低減するための対策

(1) シートベルトの技術基準の制定 (別紙 4)

現在運航中の水中翼型超高速船にはシートベルトが設置されているが、平成 18 年 4 月に鹿児島県佐多岬沖で発生した事故では、シートベルト着用者の中にも骨折等の重傷を負った者が多数存在した。このため、万一の障害物等との衝突事故の際に乗客を有効に保護する座席・シートベルトの要件を明らかとする観点から、座席・シートベルトについて、事故時の状況を踏まえた衝撃試験等によりその保護性能の分析・評価を行った。

この結果、衝突事故の際の被害を軽減するために満足すべきシートベルトの要件が示された。

これを受けて、**法令により水中翼型超高速船へのシートベルトの設置の義務付けとシートベルトの技術基準の制定を速やかに行う。**

(2) シートベルトの着用

船舶の運航時に適切にシートベルトが着用されていれば、衝突時の被害が低減される。このため、運航事業者において、運送約款に乗客のシートベルト着用の義務を規定するとともに、船内における掲示や乗客へのアナウンス等によりシートベルト着用の周知徹底が図られている。

(3) 万一に備えた船内への緩衝材の取付け

衝突時の衝撃により乗客が船内の構造物に打ち付けられる万一の事態においては、船内に緩衝材等が取り付けられていれば被害の軽減につながる。このため、平成 18 年 5 月以降、運航事業者において船内の所要の箇所に緩衝材の設置が進められ、我が国の全ての水中翼型超高速船において措置がとられている。